

○議長 小田 武人君

9 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

おはようございます。9 番、日本共産党の川上でございます。発言通告に従って一般質問を行います。ちょっと風邪を引いていますので、聞き取りにくいところがあったらですね、再度確認をしてください。

日米両政府は 8 月 17 日、外交・軍事担当閣僚による安全保障会議、2 プラス 2 を開き、共同発表文を出しました。これは北朝鮮や中国の動きを念頭に、同盟における日本の役割を拡大し、防衛機能を強化させると明記しています。2015 年に決定した日米軍事協力の指針、新ガイドラインの実施の加速や昨年 3 月に施行された安保法制のもとでのさらなる形態を追求すると表明し、日本の軍事的役割を一層拡大する方向性を示しました。また、日本の南西諸島を含めた自衛隊の体制を強化するためとして、日米両政府が在日米軍基地の共同使用を促進することを再確認しています。東シナ海、南シナ海の状況に懸念を表明し、南西諸島での基地の共同使用やオスプレイなどの訓練移転の着実な実施を求めています。米軍と自衛隊の一体化を一段と強めることが合意され、自衛隊の役割は一層拡大されます。このような背景の中で芦屋基地の滑走路延長事業計画が進められていますが、次の点を伺います。

まず第 1 点目に、延長計画の説明は何回行われたのか。参加者はどのくらいであったのかを伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

九州防衛局、航空自衛隊芦屋基地より説明をいただいた時系列でお答えをいたします。

平成 28 年 1 月 5 日、執行部 3 名と議長、副議長、総務財政常任委員長、民生文教常任委員長に説明をまずしていただきました。12 月 1 日、議会全員協議会で説明を行っております。平成 29 年 1 月 31 日、芦屋町基地対策協議会で説明をしていただいております。次、2 月 5 日、区長会で説明。3 月 21 日、粟屋農事組合で説明。3 月 23 日、大城農事組合へ説明。4 月 4 日、粟屋農事組合より、現地視察及び確認をしております。5 月 29 日、町執行部へ説明。6 月 6 日、粟屋農事組合へ説明。6 月 7 日、議会全員協議会で説明。6 月 10 日、住民対象とした説明会を実施。6 月 14 日、大城農事組合で説明という形となっています。執行部、議会関係、農事組合、町民等に対しての説明を計 12 回、延べ参加人数としては、約 161 名でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

1 2 回、1 6 1 名ということで、粟屋地区とか大城地区とかの農事組合には一定の説明がされたが、全体としては1 6 1 名ということで。特に町民についてはですね、最後の説明会の時も 3 0 名程度ということでですね、そういった点ではですね、芦屋町の人口 1 万 4, 0 0 0 人からみればですね、十分でもないし、住民に対してですね、十分な内容が理解されていないということが伺えると思います。

それでは、第 2 点目にですね、6, 3 0 0 本もの森林及び保安林が伐採され、塩害被害が想定されるが、保全措置として高さ 8 メートル、長さ 4 0 0 メートルの防潮柵が外柵沿いに設置されます。この防潮柵により、塩害被害は伐採前と同程度に軽減できるとありますが、農地の地主や農業者の理解は得られているのでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

九州防衛局・航空自衛隊芦屋基地より、粟屋地区につきましては、現地の確認も含めて 3 回、大城地区につきましては、2 回の説明を行っております。九州防衛局の説明では、伐採後、防潮柵を設置しない場合は、粟屋・大城の一部で飛来塩分濃度が上昇することが、シミュレーションにより示されております。そのため、高さ 8 メートル、長さ 4 0 0 メートルの防潮柵を設置することにより、芦屋町、遠賀町、岡垣町において伐採前と同程度まで塩分量は低減されるということで説明されておりますので、それにつきましては、農業者の方については、理解をいただける、誠心誠意、九州防衛局等で説明されていたというふうに認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

私たちもですね、施設局のほうから説明を受けたわけなんですけど。そのときにも申しましたけど、一定の気候の中ではですね、防潮柵も十分な機能を果たすかわからないけど、冬の北西の季節風が十七、八メートル吹くとか、また台風が来たときとか、そういったときにはですね、果たしてこの防潮柵で塩害被害が防げるのかといたら、それはやっぱり疑問な点も多いというふうに思います。お手元にですね、7 月 2 2 日付のですね、朝日新聞の夕刊のコピーを配付していますけど。見出しとしてはですね、「松伐採『農地の被害心配』」、「農家『今でも被害出る』」という見出しで、この芦屋基地滑走路の延長計画についての記事が載っています。これの後段に

ですね、農業者の声が出ていますけど、下段から 2 段目ですね、「一方で、芦屋町で農業を営む男性は言う。『今でも台風が来ると、風向きによっては塩害で葉物野菜や稲が傷み、被害を受けている。柵が保安林の代わりになるとは思えない』松林は江戸時代から防風林として育成されてきた。」「農業は減収となり、1950年代、地元の農民だが、政府と交渉を重ね、被害補償を勝ち取った経緯がある。地元では松林に強い思い入れがあり、今回の計画でも農家には、伐採で塩害が広がった場合の補償について明らかにしてほしい、との声がある。芦屋町に隣接する遠賀町でも不安は広がる。基地近くの住民団体は5月、町に対し、伐採反対と基地の機能強化による騒音の拡大を懸念する文書を提出した。」ということで、やはり、農業者やその周辺の方々には大きな不安がですね、あるということです。私はこの遠賀町のですね、被害者組合というのがあるんですけど、ここは遠賀町の若松区が中心になっています。この若松区ですね、総会資料というのを入手しましたが、これによりますと、住民がですね、やっぱり遠賀町のほうに文書を提出しています。この文書の内容としては、防風林としての松樹及び雑木の伐採には断固反対である。その1、風害、塩害が農作物の育成に大きく影響を及ぼすおそれがある。2、塩分濃度の高い風が強くなり、家屋の変色や腐食が加速される可能性がある。2点目として、滑走路延長には防風林の伐採に加え、基地の機能強化のおそれがあり、反対である。1、現状においても飛行騒音や空ぶかしの音には悩まされている。2、特に近年になって、ヘリコプターの飛行頻度が増加したようで、そのため、家の中でも人の話が聞こえないこともあるという、こういったことを正式にですね、住民の意見として、声として、町のほうに提出しているという、こういった状況があります。そういった点ではですね、地元のそういった農業者の方、地主の方、近隣の方、こういった方々のですね、同意といいますか、納得、これが到底受け入れられているとは思いません。

それではですね、第3点目にですね、芦屋町は延長計画の住民に対する説明責任は果たされていると考えているのか。この点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

1月の31日に基地対策協議会で説明を行っておりますし、2月の5日に区長会で説明。あと6月に中央公民館で住民説明会を開催しております。住民に対する、先ほど言われました、人数が少ないのではないかといいところはありましたけれど、住民に対して広報を出して説明をしておりますので、町としましては、説明できる範囲でやっておるというふうに思っておりますし、新たな説明内容等が発生した場合は、順次、九州防衛局や航空自衛隊芦屋基地に説明を求めているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

課長がですね、答弁されたように、161名という方々への説明、これも行政関係者、議員を含めてですね。こういった状況ですね、当然ですね、説明責任は果たされているというふうには私は思いません。この問題についてそれほど住民が関心がないのか、だから集まってないのかという点で見れば、私はそれはちょっと違うと思います。この間ですね、8月19日に私たち日本共産党で、中央公民館でですね、滑走路延長問題の学習会を行いました。この学習会にはですね、約100人の方が参加して、芦屋町の町民も保守的な方とか、そういった方とかも含めて、私たちのそういった集いには初めて参加された方もおりますし、また農業関係者の地主の方、こういった方からも参加されました。この中でですね、やっぱり延長問題は、環境問題だけではなくてですね、住民の暮らしと安全にもかかわる問題であったということからですね、私は関心が高かったのではないかとこのように思います。そういった点ではですね、芦屋町としてもですね、さらなる住民説明会をして、この環境問題の内容、また後で触れますけど、基地の強化の問題、遠賀町ですね、町民の意見の中にも環境問題だけではなくて、基地の強化が図られてですね、住民生活には安全が及ぼされるのではないかとこのように思います。そういった意見もありますので、そういった問題を含めて、防衛省からの説明ではなくて、やはり客観的に見た住民からの立場に立った、そういった調査をするべきではないかなと思います。そういった点ではですね、ぜひやっていただきたいと思うんですけど。

平成23年のですね、4月の定例会でですね、私は滑走路延長問題について一般質問をしたんですけど、このときのですね、町長の答弁について伺います。この中でですね、平成23年の第4回定例会の時の答弁です。この時ですね、町長はですね、住民への説明というところで、答弁として「滑走路、この延長の問題に際しましても、具体的な計画案が提示された折には、計画案を皆さん方に御報告させていただきたいと思っています。」ということを行っています。この23年の当時はですね、まだ十分な調査ということですね、調査結果ということから、自衛隊の方針が出ておりませんでしたので、今することはできないと。ただ、これが確定した場合には、こういったふうに住民への説明を十分に行うという、こういったことを答弁されています。そういった点ではですね、私は町としてもですね、住民への、この問題の説明会を独自に開くべきだと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。答弁者の町長にお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

平成 23 年当時から、この滑走路延長、ちょっともう、資料がないのですね、あれなんです。当然、結局、この防風林解除の件につきましては、住民説明会をしなくちゃいけないということは、芦屋町はまあ、例えば該当するのは、岡垣であり、遠賀町であり、芦屋町。遠賀郡 4 町になるわけですが。やはり基地所在地といたしまして、当然、結局、やらなくちゃならないことは、先ほど総務課長からも話がありましたように、手順を踏んでですね、やってきたと思っております。まずは 1 2 回やっておると。まずは、執行部と議長、議会。それから全協でも説明しておく。そして、芦屋町には基地対策協議会、この基地対策協議会にはですね、各団体、議会も行政も、各団体含めて 20 名の方、委員でこの滑走路延長についての協議をさせていただきました。その中で要望書、芦屋基地に対しまして、要望書を出したわけですが。まず 1 項目にですね、滑走路延長に関する住民への説明、今後、滑走路延長の効果や必要性など新たな方向性が定まった場合は速やかに説明をお願いしたいと。そしてまた幅広く公開できる場合は、住民説明会の検討をお願いしたいというふうに要望して、そして手順をいろいろ。まずは、暴風保安林ですので、農業従事者、塩害ですね。農作物のということで、粟屋、大城の農事組合に懇切丁寧に防衛省のほうからも何度も足を運んでみえて、説明があったというふうに思っております。そして、芦屋町では住民説明会を開かせていただいたということで、川上議員が言われる住民説明会を何度も開くということは、その意味がよく理解できないんですが。手順を踏んで、まずは議会、それから各団体の住民代表の方で組織する基地対策協議会。そしてその中でも住民説明会の開いてくださいということで開きました。結果的には 30 少し切るくらいの方だった。その中には町内者というよりも町外の方もかなりおられたということですね。十分説明をしたつもりでございます。後の判断は、やはり当事者でございます、今、議員も言われましたように、やはり農事組合の方がどうされるかということであろうかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

町長が今、答弁されたようにですね、一応、手順を踏んでこうやっています。でもやっぱり一番大事な、その芦屋町 1 万 4, 000 人の町民に対して、どう説明するかというところ。町も努力してからね、開いたというのは、それはわかっています。でも、それに 30 名足らずの人しか参加していなかったと。そうしたら、これでいいんだと、説明責任は終わったんだというふうには、やっぱり私はならないと思います。この間もいろいろな芦屋町の事業を取り組むところには大きなものについては、町長は住民説明会とかやっておられて、何回もやっておったが、公民館ご

平成 29 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

とにやったりとか、こうしてきましたので、やっぱり、ちゃんとそういった、そのくらいの構えを持って、住民に対してこの内容を知らせていかないと、今後、後になってですね、あのとき、自分たちが知らないでこんなものをつくったというふうにはならない、そんな声が出ないようにしなければいけないというふうに思っております。そういった点でですね、さらなる住民説明会を町として開いていただきたいというふうに思います。

それと、この 2 3 年第 4 回定例会の中で、やはり机上の論議をするだけではなくて、現場を見て、どういったふうになるのか、松がどのようになるのか、騒音がどんなふうになるのか。そういったものを、やっぱり自分たちで、やっぱり確認しなければいけないということで、現地調査をすべきじゃないかということも提案しました。これについても、その当時では調査結果だけだからということでしたが。遠賀町ではですね、町議会としてもですね、基地内の調査を行っております。芦屋町は議会でも行ってないわけなんですけど。遠賀町としてはですね、そういったことを行っています。町長はですね、2 3 年のときの答弁で、現地調査についても、こういったふうな答弁をされています。「先ほど現地調査のところでもちょっと申し上げたんですが、そのような書類が届けば、もちろん書類も議会に御提示させていただき、そして議会の皆さん、そしてそれから基地対策協議会の皆さんと現地を見に行くと、現地調査とそういった段階になろうかと思えます。」ということで、この時点でも、最低でも基地対策協議会、議会の人たちと一緒に、現地調査を行うということを言われていましたが、これは現在になっても行われていません。そういった点ではですね、この答弁を真摯に受けとめるのであれば、私は現地調査を行うべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

議員御指摘のように、現地調査は行っておりません。基地対策協議会としては行ってはおりません。しかしながら、もうシミュレーションというか、防衛施設局のほうでいろいろな機材というか使ってですね、説明があつておりますので、その辺は皆さん御理解をいただいております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

私たちも独自に現地調査を行いました。ただ、自衛隊の中に入るというのは、やっぱりなかなか無理なんでね、サイクリングロード周辺からずっと現地調査を行うということでやったわけな

んです。やはり、これだけの多くの松が切られててですね、滑走路は 180メートル延長されるという、そういったことに対して、やっぱり松が切られたらどんなふうになるのか。そういったところは見なきゃいけないし、防潮柵をつくるのであれば、その防潮柵がどのような規模でから、どのようなところまでになるのかとか、そういったところをちゃんと現地で確認してそういった中で、仮にそれを認めるとしても、納得した中でやらないとですね、いけないと思います。せめてですね、やっぱり基地対策協議会とか議会とか町の執行部とか、そういったところがですね、現地調査をすべきと思いますが、その点はですね、ぜひですね、考えていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の言われることはごもっともだと思うんですが、防風林を伐採して、そして防潮柵を 8メートルの防潮柵をつくるということですね、私はそれはそれとして、しかし一番大事なのはその後ではないかと思うわけですね。つくった後、塩分濃度は、どうであるか。そのことによって結局いろいろな問題が発生すれば、そのことは防衛省ときっちり約束事、覚書なり交わしてですね、処理をします。その前段の中で、ああだとかこうだとか、想定の中でですね、いろいろ、いろいろするのはいかなものかなと私は思うわけでございます。きっちり自衛隊のほうも、もう数年前からいろいろな調査をやっておるわけでございます。それから塩分濃度も何回もやっております。その説明もあっておるわけでございます。一番大事なのは、以後、それをした後に、どうであったかということが肝要ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

町長が言われましたようにですね、ああだこうだといろいろな推測とか、そういったのを言われる中で、というふうな論議するのはどうかというふうなことですが、だからこそ、ああだこうだと想定することが本当に正しいのか、正しくないのか。それを現地に行って、現場で見て確認すれば、それで誤解も解けるということがあるんですから。私は最低限ですね、現地調査にそれほどのお金もかかるほどのものでもないし、いろいろな労力もですね、1カ月も2カ月もかかるものではない。行って1時間、2時間程度の現地調査をすれば済むことなんですね、それはやっぱり町がやろうと思えば、すぐにでもできることだと思いますので、ぜひですね、現地調査を行うことを要望しておきます。

平成 29 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

続いて、第 4 点目のですね、滑走路を延長するためには、保安林の伐採を行うが、保安林解除を行う必要があるため、地元自治体の同意が必要となる。町は同意についてどう考えているかというのを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

先ほどもお話ししましたが、粟屋農事組合、現場説明を含めて 3 回、大城区の農事組合には 2 回の説明を行っておりまして、その中で要望等がありましたら、町のほうに提出をしていただくようお願いをしております。まだ、各農事組合より要望事項等が提出されていませんので、現時点では、保安林解除についてどうだということのお答えはすることはできません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

現時点ではですね、保安林の解除についてどうだということは言えないという答弁でしたが、当然ですね、そういった住民への説明とか現地調査とかそういったことも最低限のこともしない中で回答を出すということは、私もやっぱりすべきではないというふうに思います。

それでですね、先ほど言いました遠賀町の若松区の総会の中の資料の中に、これは遠賀町の町長がですね、組合の方と交渉する中での発言が載っているわけですけど。これをですね、簡単に、芦屋町に関するところだけを見ますと、基本的には私は反対。平成 12 年の企画課長の時から反対をしていたと。松の伐採については。こういった発言されているので、町長の発言だというふうに思いますが。この中で、遠賀町の町長は芦屋、岡垣は賛成しているということを言っておるんですよ。それで芦屋は基地対策協議会と、これは 4 月か 5 月のころのもんですけど、芦屋は基地対策協議会と協議、近々説明会、議会の反対なし。まちづくりをする上で、芦屋は松を切ってまちづくりをしてきた町ということを言っています。あとそれからこれは遠賀町の議会の方針もあるので、議会との協議もしてないので、まだ結論は出せない、こういったことを言っています。それとですね、遠賀町の町長としては、私としては被害者組合と話をさせてもらいたい。芦屋、岡垣より前に印は押さないとこういった発言をこうされているわけです。私は、芦屋、岡垣が賛成しているということを明確に言われてますしね、遠賀町の方からも、芦屋は賛成しとるやないかと。いや、芦屋のそんなことないですよ。まだ検討していますよということを言ったんですけど。こういったふうな発言をされています。こういった発言をされるというのはですね、行政がやっぱりそういった芦屋基地の滑走路延長について、前のめりになっているのではないかと



平成 29 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

いうふうに、ほかの町からは捉えられているんじゃないでしょうか。それとも、町長はそういったようなニュアンスの発言をされたことがあるのでしょうか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、非常におもしろい話を聞かせていただいたんですが。もしそれが事実であるとすれば、私はこれが済んで、すぐ遠賀町長に電話を入れてですね、嚴重な抗議を申し込みたいと思っております。これは議事録に残っておるのであればですね、ぜひコピーしていただきたいわけですが。

我々はやはり、首長としてそれぞれ町の立場があります。遠賀町は遠賀町の立場、芦屋は芦屋の立場、岡垣は岡垣の立場。そういう後に住民の声というのがありますので、そのことを真摯に受けとめて、それから基地のある町としてのあるべき姿、どうであるか。そういうことは、いろいろなことをまず第一にですね、先ほども申し上げましたように、やはり防風林解除をするということは、一般の住民の方もそうなんだろうけど、一番問題がある、被害があるというか、農家の従事者の意見はどうであるかとかということであろうかと思えます。議員も御存じのように、もうこれは芦屋町の基地、ずっとその基地と共に歩んできた。そして、そういう形の中でそれをいわゆる芦屋第一の、あれだけの考えをですね、今後をやっていただいたとかですね。それからそういうこともいろいろなことも勘案してですね、芦屋町としては考えなければならないと思っております。軽々に私はそういうふうで芦屋は賛成しますよ。多分、岡垣の宮内町長もですね、そんな話はしないと思えますよ。何で、どういう意味合いで、その若松区でそういう発言をされたかということは、私も不思議でなりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

私もこれは資料の中にね、こんなふう書いてあるので、直接聞いたんではありませんが。とにかく、やっぱりこういったふう捉えられるということは、芦屋町自体が基地に対しては、一定寛容であるのではないかと。この間も言ったんですけど。例えば、遠賀町とか水巻町とか岡垣町とかの住民とか、そういったところに対しては結構いろいろな説明とか、現地調査を基地自体もですね、区長会とか、そんなところもさせたりしていますけど、芦屋町に対しては、今回基地対策協議会が出て、一定の話ができるようなルートもできたんですけど。その前までは、ほとんどですね、何も無いような状況があったということで。そういった点では、芦屋はもうどうせ

平成 29 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

賛成してくれるよという、そういった捉え方をね、されているんじゃないかという点があるので、その点はですね、ぜひ、やっぱり芦屋町としても筋を通していただきたいというふうに思います。

それと、この発言の中でですね、遠賀町の町長は議会の方針もあるので、議会との協議もしていないのにまだ結論は出せないというふうに言っています。私は町長からですね、議会の考え方はどうなのかとか、議会の考え方を聞いて判断するとか、そういった発言は聞いたことがないんですけども。そういった点ではですね、町長は議会の考え方というのをどのようにですね、取り扱うおつもりなのでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほども申しあげましたように、各町町でその基地に対する、何て言うんですかね、歴史も違うし、立ち位置もかなり違うのではないかと私は思っております。これは基地にだけに関するのではなく、芦屋の暴風保安林の松の歴史をですね、一度ぜひ議員も見て勉強していただきたいんですが。基地に関係なく、私が記憶しておるのは、芦屋東小学校ができたときの金市山が、あそこ暴風保安林でした。これを伐採することによって、遠賀町から相当な金額の賠償金を要求され、支払っております。金額、ちょっと資料ない。それから中央病院、芦屋の病院の道路拡幅のとき、あのときにも相当な金額を遠賀町から要求されておるわけでございます。だから基地とですね、その辺を松に対する暴風保安林に対する遠賀町の考え。それから我々は基地だから、基地の中の粟屋、大城の農事組合の人かどうかということ。この 1 点ですので、その辺の根本のですね、考え方が遠賀町と芦屋町は大いに違いますので、その辺はよくよく留意していただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

私が聞ききよるのは、議会の考え方を聞く考え方はあるのかと。遠賀町は議会の結論を見て判断しますと言っていますので、そこら近所です。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

そうですね、結論を言いませんでした。だから、そういう立ち位置が違う。だから遠賀町は常に被害者組合を、結局いつもその意識してやっているわけですね。被害者組合。あれでいつももめている。

平成 29 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

それから話は変わりますが、この松の被害者組合と、芦屋のボートレース関係の騒音がどうだこうだと言った被害者組合は同じメンバーなんですね。そういうところも結局ありますので、芦屋の議員の皆様方は、その当然、私はいろいろな日々の芦屋町のいろいろな形の中ですね、御理解は賜っておると思っておりますので、微に入り細に入り、その御説明する、御意見を聞くというよりも、まずやはり言ったように、まず議長、副議長、常任委員長、それから全員協議会等々で説明をしておりますので、それ以上の意見を聞くというのは、どういう意味でそれを言われておるのか、その中身はちょっとわかりません。十分尽くしておると私は思っております。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

議会の中にもね、賛成や反対やいろいろな声があると思いますので、そういったことをじかに聞いた中で、判断をしていただきたいということを申し上げます。

それでは、時間がないので、最後に行きます。

今回の滑走路の延長事業の計画の本質は基地機能の強化であると考えているが、町の見解を伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

九州防衛局からの説明では、航空自衛隊芦屋基地において、訓練パイロットが初めてジェット機に搭乗する教育中等機、T - 4 の訓練を行っている。その中で、訓練において、より安全に実施することを目的というところと、あと救難捜索隊、救難隊がございますので、これの最初に捜索するU - 1 2 5 A という小型のジェットがあるんですけど、これの捜索の範囲を現在では燃料が満タンで飛び立てないという状況がございますので、捜索範囲を拡大できるような形で、この滑走路延長を行うという形で説明を受けております。議員が言われますような形で、機能強化という形ではなく、隊員の、最初にこのジェットに乗る訓練生の安全性を確保をするという意味と、近年いろいろな災害等、救助等、活動がふえているという中で、この滑走路延長をまたお願いしたいといったところの中の考えもあるというところでありますので、機能の強化ではなく、向上という形の中で捉えている形になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

時間がないのでですね、簡単に言いますが。まず T - 4 の問題。T - 4 の問題、滑走路を延長することが必要かという問題はですね、この間、私たちは防衛省と交渉した中でですね、それじゃあ滑走路が短いと言うのであれば、これによって今までバリアに突っ込んだりとか事故があったのかと言ったら、いや、過去にはそういったことは 1 度もありませんということをお答えされています。T - 4 の離陸滑走距離は 567 メートル、着陸滑走距離が 680 メートルということで、そういった点では 1,600 メートルでもですね、十分できるという問題です。それと U - 125A の満タンの問題ですけど、この間ですね、6 月の町議会と施設局の説明の中で、平成 24 年に航空救難団を航空支援集団から航空総隊へ隷属がえの計画があったが、どうなっているのかという質問に対して、現在、航空救難団は航空総隊隷下になっていると答弁されました。これはですね、戦闘部隊と救難部隊の一体化であってですね、戦闘集団にですね、発展したという、そういった状況です。航空救難団は航空自衛隊機に事故が発生した場合には、搭乗員の捜索救助災害派遣を主な任務とするもので、司令部は入間基地ですが、航空総隊は航空戦闘部隊を一元に指導を総括する組織で、防衛大臣から直接指揮監督を受けるものです。自衛隊基地の任務とはレベルの高いものとなって、国防計画の上でもですね、重要な役割を占めるというふうになって、性格が全然変わって、今までは救難するだけだったんですけど、今度は戦闘する中で、一緒に先頭に立って一緒にやっていくという、そういったふうに性格が変わっているわけです。そういったものが満タンにして行って、捜索するとなったときには、尖閣列島とか南西諸島の問題とか、そういった時にですね、出撃すると。そういった点は、先ほど冒頭に言った 2 プラス 2 のですね、具体化になっていくというそういった性格を持っているわけです。

それではですね、最近もそうですけど、輸送機の飛来の頻度はどうなっているのか。これは C - 1 という輸送機が来ていますが、それはどの程度来ているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

航空自衛隊芦屋基地に確認したところ、平成 26 年度は約 30 回、平成 27 年度は約 20 回、平成 28 年度は約 10 回という形で、この 3 年間のトータルで行きますと 60 回程度という形で来ているという状況であります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

それではこの C - 1 というのはですね、もう引退して行って、どんどん機種が変わっています。

平成 29 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

そのかわりとしてですね、C - 2 と C - 1 3 0 H というのが、今、後継としてなっているんですけど。これは 1, 8 0 0 メートルの滑走路で使用はできるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

これも基地のほうに確認したところ、C - 2 の輸送機と C - 1 3 0 H の輸送機、どちらも現状の滑走路での離着陸は可能ではないかという認識を持っているというところでございます。C - 1 3 0 については、芦屋基地のほうに飛来実績はありますので、現場の滑走路でも着陸ができています。ただし C - 2 につきましては、これは試験運行中、今年度に入ったばかりというところの中で聞いておりますので、基地の飛来の可能性については、ちょっと今の現状では可能という形で認識はしておりますけれど、調整がいるのではないかというところになっておりますので、これは滑走路 1, 8 0 0 メートルになったときに、どうかというところは、伸びたところでまた検証になるのではないかというように思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

そういった機種が来ればですね、今までの C - 1 とエンジンも相当、倍も 3 倍もあると思いますのでね、そういった点では、騒音の被害が出るのではないかというふうに思います。

それとですね、私は 3 年ほど前、遠賀漁協の元組合長からですね、自衛隊が芦屋の海岸で上陸訓練をやりよると。それをするなというふうに言って、抗議したという話を聞きました。先日、現組合長にですね、そういったことがあったんですかということを知ったら、いや、実は自衛隊が芦屋の海岸を使って、ゴムボートでからですね、上陸訓練をしようとした。だから、そこに行つて、やめろというところから言った。そのとき、自衛隊は迷彩服を着て、顔は真っ黒に墨で塗って、そして自動小銃のモデルガンを持って、上陸訓練をやりよつたと、そういったことを言っていました。それと、それから後日にですね、島根とか佐世保、その自衛隊から自分たちもやらせてくれんかというような連絡が入ったけどという、そういった話をしていました。そういった点ではですね、私たちの知らないところでやはり基地の強化、さっき言った 2 プラス 2 の実践がですね、行われているということ。それと、佐世保というのはですね、今、水陸機動団というのがですね、今年中につくられます。これは今アメリカの海兵歩隊部隊、殴りこみ部隊と一緒にですね、そういった性格を持って、島を奪還するとか、島に上陸してから爆撃を誘導していくとか、そういった性格を持った侵略を主にしている部隊であるのではないかというように感じま

平成 29 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

す。そういったものもですね、ここを使用させてくれというような話もあったということです。

また、今問題になっている。佐賀空港のオスプレイ、これは配備がいろいろな問題、地元の魚業者の反対やですね、いろいろな事故の問題で遅れていますけど。この遅れをですね、させるわけにはいかないということで、代替地を今、探しています。その代替地の中に芦屋基地もですね、含まれているという、そういった話も伺っております。そういった点ではですね、この滑走路延長問題というのは、ただ単に安全性とか距離を長くするとか、そういった問題ではなくて、やはりアメリカと日本のですね、米軍と一体となった戦争をやっていく、やっぱり要になっていく、そういったことに影響を受ける大きな問題だというふうに思います。そういった点ではですね、これはやっぱり滑走路延長というのは、基地の強化でしかないという考え方を持っています。

7月27日にですね、町長は不在でしたけど、党として、住民の中にある不安や疑問がある中で、滑走路事業計画を迅速に承認しないようにという申し入れを行いました。滑走路延長は基地の強化であり、戦争する国づくりを進める、住民の命と安全を脅かされるということは明らかです。日本共産党は、基地機能の強化につながる滑走路延長には反対であることを表明いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、国保税等の滞納処分について伺います。

まず第1点目、平成25年度以降の滞納処分の差し押さえ等の件数と金額はどうなっているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

お答えします。国保税を含む徴税全体の差し押さえの件数とそれに伴う換価された額を年度順にお答えします。

平成25年度が38件。477万円、平成26年度64件、582万円。平成27年度269件、862万円。平成28年度430件、1,420万円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私の持っている資料では、平成23年度は8件でした。平成24年度は18件、そして平成25年は38件とやはり、この近年ずっとこう、どんどん、どんどん上がって、最後は430件ということでね、相当の差し押さえをやっているわけなんですけど。当然ですね、納税は国民の義務という考え方です。やはり適正な税制度を維持するためには、しっかりと納税を果たしてい

平成 29 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

る納税者との公平性を確保する意味でも、滞納者には適正に法を適用して対応することは必要なことです。納税は国民の義務であり、徴税も大切なことですが、法律で定められたルールを守らなければなりません。なぜなら、税金は国の根底を支えるものであり、ルールを守った上での徴税でなければ国の運営に対しての信頼かかわるといふ、こういったことです。

それではですね、2 点目の差し押さえの対象は、どのようなものになっているのかということについて伺います。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

差し押さえの対象ですけれども、一般の預金、給与、そのほか土地、家屋等の不動産、自動車、家具等の動産等が差し押さえの対象となっております。しかし、国税徴収法の中で、給与の差し押えをする範囲とか、あと生活必需品等は差し押さえ禁止というふうに定められております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

今、課長が答弁したようにですね、確かに徴税するのにですね、差し押さえは認められたことですが、それでも何でもかんでも、いくらでも差し押さえでいいということではありません。法律で決まった中での差し押さえをやらなくてはいけないと思います。そういった点ではですね、この近年、自治体はその法を無視した差し押さえをですね、全国で行われているという、そういったことが起こっています。特に児童手当についてですね、差し押さえが起こっていますが、芦屋町では児童手当についての差し押さえ、こういったものは行われているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

お答えします。児童手当を差し押さえをするということは、芦屋町ではありません。児童手当につきましては、滞納者と相談の上、承諾を得た上で、児童手当の中から全部または一部を支払いに充てている滞納者が数名おられます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

承諾書をとればですね、基本的にはその承諾書を履行するという事はできます。課長は児童手当についても、その承諾書もらった上で1回入ったものを、今度は出して、税金に充てるということですね、直接的な児童手当の差し押さえはしていないという、そういった内容だと思います。ただですね、私は確かにそれは法的には承諾書をとっているから認められますけど、児童手当についてはですね、その父母その他の保護者が子育てについての第一義的義務を有するという、基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の生活の担う児童の健やかな成長に資することというふうにしています。児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供しまたは差し押さえすることはできないというふうになっています。

国会の答弁でもですね、当時の与謝野財務大臣は、児童手当は子供の養育に使うという目的に達成されるべきだとの答弁をされております。確かにですね、承諾書をとって児童手当をするという、ただ児童手当のその目的がそれでは果たされていないんじゃないか。それによって、例えば修学旅行費が未納になるとか、給食費が未納になるとか、そういった事態も起こるというふうに思います。そういった点では、承諾書をとるといった中でもですね、やはり児童手当については、児童手当の趣旨を優先させてですね、やるべきだというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

承諾書をとる中で、児童手当というのは数カ月に1回かなり大きな金額が振り込まれますので、滞納者のほうからの相談で、この金額を充てていきたいというふうな相談になっておりますので、その滞納者にかかわらず、児童手当を本来の目的以外で生活の補填金的に使っている家庭もたくさんあるかと思えますけども、その辺、税に関しましては、相談の中でそういった了承といいますか、約束をとっての上でやっているもので、今のやり方で正しいと思っております。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私どもとちょっと見解が違いますけど、私はやっぱり児童手当は本来の目的に使うべきだというふうに思っています。

それでは時間がないので次に行きます。

平成25年11月の広島高裁判決で、違憲であるとの確定判決が下された鳥取県児童手当差し押さえ事件を町はどのように受けとめているのか。これについて伺います。



○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

お答えします。この鳥取県の県税事務所が児童手当を狙い撃ちで差し押さえをしたということで、これについては、違法であるという判断が下されております。そのことは、確定判決が下されていることは認識しております。先ほども申しましたように、芦屋町においては、児童手当の差し押さえをやっておりませんし、先ほど述べたようなやり方で児童手当の一部が税に充てられていることも現実でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

この判決について県のほうからですね、何らか通知とか指導とか、そういったものが、また研修とかそういったものがあつたんでしょうか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

研修等の指導とか、県からの指導は特段あっておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

それでは、時間がないのでですね、次に行きます。最後。

差し押さえにより、生活再建が困難となるケースが考えられるが、今以上の親身な納税相談に重点を置き、佐賀県伊万里市などが行っている生活再建型滞納整理へ転換すべきではないかと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

生活再建型滞納整理ということですが、芦屋町においては、滞納者が納税相談に来られます。まず、生活実態等も聞き取りして、収入・支出面もしっかりチェックさせてもらいまして、その上で分納の金額等は話し合いで決めさせてもらっています。まずこの聞き取りで、正直に滞納者

平成 29 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

の方が、ほかに債権がこういうのがありますよということを、正直にまず言ってもらわないと、なかなか無理な金額にどうしてもなってしまいますので、まず相談に来られる方が、来られた滞納者の方が、正直な家計の状況をまず言っていただくというところから始まります。あとは、うちのほうの相談の姿勢としましては、当然、話し合いの中で生活指導的なものも当然行っていくようなことになりまして、一時的な滞納がそれが終わっても、続けてまた滞納になっては意味がないので、どうしても自主納付ができるような方法といたしますか、そういう相談も受けるようになっていきます。伊万里市がやられているようなファイナンシャルプランナーみたいなことは、置く考えはありませんけども、職員のほうで誠実に対応して、生活再建型滞納整理と同じような対応になっていると思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

首都大学東京の岡部卓教授は、過酷な税の徴収は滞納者の事業や生活、健康に大きなダメージを与え、逆により多くの税金を使う結果になるだろう。トータルコストは大きくなるというふう

に指摘しています。これは、先ほど課長も同じようなですね、内容を答弁したと思いますけど。先ほどの伊万里市と同じようにですね、再建型でやっている滋賀県野洲市の山中市長は税金を払いたくても払えない人こそ、行政が手を差し伸べるべき人。滞納は貴重な SOS だと述べて、滞納者とやり取りするそれぞれの課が、その市民の生活が行き詰っていると感じたら、市民に生活相談課に案内することにしていくとのことです。市民生活相談課の課長は、困窮者をどう助けるかという発想が必要だ。徴税部門と福祉部門が早くから連携できれば、一時的には滞納がふえても生活保護費が抑えられるなど、行政全体のコストが減らされるはずだと語って、納税推進課の課長は徴収率ありきで困っている人の生活を壊してまで取り立てたりはしないというふうにしています。やはり、こういうふうですね、やっぱり短期的な徴収実績に重点を置くのではなく、長い目で見た住民の税を担う力を重視すること。住民が税を払うようにすることが必要だというふうに考えます。そういった点ですね、そういった立場からぜひこの徴税をですね、やっていくという立場に立っていただきたいというふうに思います。

それと今後ですね、やはり滞納処分がさらにふえるのではないかと私を心配しております。それは 2018 年度からですね、国民健康保険の都道府県単位化が行われます。これによってですね、2018 年以降の保険料はこれまでの決め方とは全く変わって、都道府県が市町村に割り振る事業費納付金になり、保険料を集め、都道府県に上納するという形になります。この上納についてはですね、規模別で標準収納率が定められて、その収納率の請求を 100%自治

平成 29 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

体は上納しなければいけないという、そういった制度になってきます。そういった点では、税を滞納した人とか、そういった人からですね、さらに徴収を行うという、そういったことがですね、危惧されますので、そういった点ですね、今後やっぱり国民健康保険のですね、やっぱり支払える規模の国民健康保険にするということが必要だと思います。そういった点では、前からですね、一般質問でも言っていますように、国民健康保険について都道府県化になってもですね、一般会計の繰り入れはですね、行い、住民が払えるような国民健康保険料にすべきだと思います。今でもやはり大変な負担でですね、滞納される方も多い、資格証明書や短期証の発行なんかも行っています。そういった点ではですね、今後、行政が住民のですね、暮らしに心を寄せてですね、あたっていくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。